

生食発0813第1号  
令和元年8月13日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法」の一部改正について

安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法については、平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 3 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」により通知しているところです。

今般、米国ワシントン州において、商業的な栽培の承認を受けていない遺伝子組換えコムギ (MON71300) が意図せず生育していることが判明しました。当該遺伝子組換えコムギは本邦において安全性未審査であることから、その検査方法を国立医薬品食品衛生研究所において作成し、「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法」を、別添のとおり改正することとしましたので、検査に当たっては本検査方法により実施願います。

※併せて、ばれいしょ (J3、F10) の検査方法に Y9、X17 系統特異的検知法を追加しています。